

蓮田市緊急通報システム事業業務委託プロポーザルに係る質問に対する回答書

令和 7年 1月10日

蓮田市役所長寿支援課

番号	質問内容	回答
1	<p>蓮田市緊急通報システム事業業務委託プロポーザル実施要領 9. 企画提案書等の提出（手順③） （1）注意事項 ②企画提案書必要記載事項 において 「10. プレゼンテーション審査」の「（2）評価項目」に係る項目を含み、A4用紙にまとめること。 とありますが、「A4用紙にまとめる」とは、 ・企画提案書をA4用紙1枚にまとめる ・企画提案書はA4用紙で統一する（枚数制限なし） ・A4用紙1枚にまとめたダイジェストとA4用紙で統一した企画提案書（枚数制限なし） のいずれの意味でしょうか。</p>	<p>「企画提案書はA4用紙で統一する（枚数制限なし）」の意味です。</p>
2	<p>蓮田市緊急通報システム事業業務委託プロポーザル実施要領 10. プレゼンテーション審査（手順④） （2）評価項目 項目5 機器の切り替えの移行処理 において既設事業者は移行処理が発生しませんが、審査の際はどのような評価になるかご教授願います。</p>	<p>既設事業者と新規受託者が異なることによる移行処理が発生しない場合は、当該項目は、機器の切り替えに類する業務（旧型機器から新型機器への交換等）についての評価項目として企画提案書をご作成ください。 審査にあたっては各評価者の裁量により評価を行います。</p>
3	<p>蓮田市緊急通報システム事業業務委託仕様書 17. 委託仕様 ※注 （4）機器の切り替えに伴う費用 とは 令和7年度の切り替え の費用の認識で良いでしょうか。 その場合、既設事業者は作業が発生しませんので見積書には、どの様に記載すれば良いでしょうか。</p>	<p>お見込み通り、令和7年度の切り替えに伴う費用を示すものです。 質問番号2の回答をふまえて見積書を作成してください。</p>

4	<p>蓮田市緊急通報システム事業業務委託仕様書 17. 委託仕様 ※注 ※注3 本プロポーザルの実施要領で示す契約上限額の範囲内で費用（税込み）を算出すること。とありますが、費用算出の根拠となる令和7年～令和9年の予定数が明記されていません。</p> <p>各年度の ・新規設置予定数 ・廃止予定数 ・年間の延べ利用者人月（利用者数×利用月数の総和） をご教授願います。</p>	<p>1年間の利用予定数は、各年度とも以下のとおりです。この数値は固定型機器と携帯型機器を合算した数値であり、各機器の利用予定数を分けた算出はしていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用月数 3, 156 ・新規設置数 24 ・受託者撤去数 24 <p>なお、プレゼンテーション審査における「委託仕様に基づく利用料金等」の評価においては、ここで示した利用予定数を基にするだけでなく、あらゆる状況を想定して、契約上限額内に収まるかを、市が独自に試算します。</p>
---	---	--